

青少年団体等ロッカー利用について

ロッカーの利用期限は青少年団体・成人団体登録期間（4月から翌年3月まで）です。**利用を希望される団体のみ**、以下の項目を確認、チェックのうえ、利用申込書をご提出ください。

- ロッカー内のものは団体の自己責任により管理すること。
- 危険物、貴重品は入れないこと。
- ロッカーの鍵を使用する際は、**必ず団体登録カードまたは施設利用承認書（施設利用日当日に限る）を窓口にて提示すること。**
- ロッカーの鍵は活動後すみやかに窓口へ返却すること。
- 管理者からロッカーのあけ渡しを請求された場合は、1週間以内に行うこと。
- 6ヶ月間利用がないと認められた場合はロッカーの使用権を放棄したものとみなし、ロッカー内の荷物は管理者が破棄する。
- その他、管理者の指示に従うこと。

青少年団体・成人団体用ロッカー利用申込書

年 月 日

江東区青少年交流プラザ所長 殿

| | |
|---------|-------------------------------|
| 団体名 | |
| 代表者氏名 | |
| ロッカータイプ | 大（1m80cm×22cm） ・ 小（90cm×30cm） |

| | |
|----|----|
| 受付 | 処理 |
| | |